サーキュラーフィールドOSAKA事業者公募に係る質問及び回答（第２回目）

大阪府　環境農林水産部

循環型社会推進室　資源循環課

以下に記載の関係資料名について、サーキュラーフィールドOSAKA事業者公募要領は「公募要領」、事業用定期借地権設定契約のための覚書（案）は「覚書（案）」、事業用定期借地権設定契約公正証書（案）は「公正証書（案）」と記載します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 質問  番号 | ページ | 質　　　問 | 回　　　答 |
| 20 | 公募要領  P4.2(3)②カ | 関西電力送配電㈱との協議の結果、契約電力が1,000kWを超える場  合でも問題ないという結果が得られたとしても、1,000kWを超過する  事業計画は選定対象外になりますか。 | お見込みのとおりです。 |
| 21 | 「工事費負担金（約１億２千万円）」は、一事業者当たりが負担する  金額でしょうか。それとも事業予定者で分担して負担する金額でし  ょうか。 | 公募要領P4に記載のとおり、令和６年８月時点で、工事費負担金（約１  億２千万円）が発生すると関西電力送配電株式会社から回答をいただい  ております。また、事業予定者が複数の場合は、負担金は事業者間での  分担となる、という回答もいただいております。なお、大阪府は、本公  募に係る工事費負担金の負担、事業者間の電力調整等は行いません。 |
| 22 | 公募要領  P8.3(3)① | Aポンド東側に生えている防風林について、事業地側に枝などが伸び  て支障となる場合は撤去することは可能でしょうか。 | 事前に大阪府と協議し、大阪府が支障になると判断した範囲の枝など  は事業者が撤去することが可能です。撤去に要する費用は事業者の負  担となります。 |
| 23 | 公募要領  P9.3(3)① | Aポンドの共有道路用敷地について、丘状に盛り上がっている箇所を  敷均す場合、A-1区画、A-2区画の選定事業者間で協議のうえ、敷均  しの費用を負担する認識でいいでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、大阪府は事業者間の調整等は行いません。 |
| 24 | 公募要領  P10.3(3)② | Fポンドと開発道路の間の敷地の地下について、上水管と送水管が埋  まっているとのことですが、深さはどれくらいでしょうか。 | 大阪府が管理している上水管と送水管の深さについて、上水管は約  1.3m、送水管は約0.6mの深さに埋まっています。なお、地上に出ている  送水管の点検用マンホールと杭については改変又は撤去しないでくだ  さい。 |
| 25 | 公募要領  P14.5(2) | 当社で今回の公募に応募し、当社が入る共同企業体で土地を利用す  る事は可能でしょうか。現時点では緩やかな協定で、将来的に会社設  立など段階を追って形態が変わる可能性の観点からの質問です。  また、共同企業体に、追加で会社が加わる事は可能でしょうか。 | ・公募要領P14に記載のとおり、大阪府と基本協定を締結いただく前に一つの法人を設立していただく必要があります。  ・公募要領P14に記載のとおり、応募以降、共同企業体の構成事業者の変更（加入や脱退）は原則認めません。 |
| 26 | 公募要領  P16.6(4)①ア | 応募区画は、４区画すべて応募は可能でしょうか。また、Aポンドと  Fポンドそれぞれ1区画ずつ応募なども可能でしょうか。 | ・４区画全てを応募される場合、例えば以下のようなパターンがあります。なお、一事業で４区画全ての応募はできません。  ① Aポンドの２区画で一事業、Fポンドの２区画で別の一事業を応募  ② 一事業で、Aポンドの２区画を第１希望、Fポンドの２区画を第２希望で応募  ・AポンドとFポンドそれぞれ１区画ずつで応募される場合、例えば以下のようなパターンがあります。  ① Aポンドの１区画で一事業、Fポンドの１区画で別の一事業を応募  ② 一事業で、Aポンドの１区画を第１希望、Fポンドの１区画を第２希望で応募 |
| 27 | 公募要領  P20.8(4) | 審査の結果選定された場合、そこから土地の整備、建物の建設、許認  可の取得など、事業開始までには相当の期間を要することが考えら  れ、この間の内外環境の変化等により、当初の事業計画をその時々の  状況に応じて変更しなければならない必要性が発生することが想定  される。こういった場合、どの範囲でどの程度の変更が認められるの  か。 | 公募要領P20に記載のとおり、基本協定締結後に提出いただく事業実施計画書の内容が応募時点の事業計画と大きく異なる場合、事業用定期借地権設定契約を行わないことがあります。 |
| 28 | 公募要領  P21.8(5)④  覚書（案）及び  公正証書（案）  第３条 | 貸付料はどの日を起算日として発生することになりますか。 | 賃貸借期間は、大阪府と協議のうえ覚書（案）及び公正証書（案）第３条にて定めます。 |